

平成 30 年 第 12 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 12 月 5 日 (水) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 00 分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員 (35 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 香月一夫 委員	4 番 津田 保 委員
5 番 井上保博 委員	6 番 木室徳好 委員	7 番 吉原春樹 委員
8 番 赤坂隆義 委員	9 番 中村勝郎 委員	10 番 野田弘之 委員
11 番 宮崎裕二 委員	12 番 岩石 学 委員	13 番 井崎陽子 委員
14 番 池上勝文 委員	15 番 香月幸雄 委員	16 番 香月伸幸 委員
17 番 香月伸幸 委員	18 番 森口弘実 委員	19 番 川崎敏樹 委員
20 番 小柳眞佐美 委員	21 番 森 邦之 委員	22 番 石田義明 委員
23 番 小野愛子 委員	24 番 山口八州男 委員	25 番 田口千津子 委員
26 番 片渕秋正 委員	27 番 松尾利助 委員	28 番 光武直広 委員
29 番 溝上博信 委員	30 番 永石恒弘 委員	32 番 南條喜代己 委員
33 番 中村康則 委員	34 番 溝口修一郎 委員	35 番 木下善明 委員
36 番 中村秋男 委員	37 番 川崎 薫 委員	

4. 欠席委員 (2 人)

3 番 川崎勝巳 委員 31 番 岩永廣康 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(4) 非農地証明願いについて
(5) 平成 30 年白石町農用地利用集積計画 (12 号) の承認決定について
(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告

- 業務連絡事項 (1) 第 1 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) 宅地周りの農地検討部会について
(3) 平成 30 年度第 2 回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原雅紀 農地農政係長 野中和男 農地農政係長 吉原浩

農地農政係 渕上悦子

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、平成30年12月第12回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第12回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、34番溝口修一郎委員から遅れる旨の連絡があっております。また、3番川崎勝巳委員、31番岩永廣康委員から欠席の届けがあっております。本日の出席委員は37名中35名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、33番の中村康則委員、35番の木下善明委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第190号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第190号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第190号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字福富字中直江〇〇番、田の1,558㎡です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、下区の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富〇〇番地、下区の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田75,892㎡、畑219㎡、計76,111㎡です。

稼働力は男2、女2名です。

申請の事由は、親から子に対して使用貸借権の設定をするものです。期間は平成31年1月1日から平成36年12月31日まで5年間です。全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 190 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 190 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

=議案番号第 191 号=

議長 続きまして、議案番号第 191 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 191 号。

権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地の表示。大字深浦字沖〇〇番、大字深浦字四本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、田 3,471 m²、畑 172 m²、合計 3,643 m²です。

譲渡人は、白石町大字深浦〇〇番地、牛間田の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字深浦〇〇番地、牛間田の〇〇さんです。

耕作面積は、田 10,044 m²、畑 335 m²、計 10,379 m²です。

稼働力は男 1 名、女 1 名です。

申請の事由としまして、親から子に対する贈与です。相続時精算課税制度を適用されています。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 191 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 191 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 192 号＝

議長 続きまして、議案番号第 192 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 192 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字今泉字三本松〇〇番、田 575 m²です。

譲渡人は、愛知県豊橋市羽根井西町〇〇番地、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字東郷〇〇番地、東郷移の〇〇さんです。

耕作面積は、田 282,733 m²、畑 451 m²、計 283,184 m²です。

稼働力は男 5 名、女 3 名です。

申請の事由としまして、譲渡人の要望でございます。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、1 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、愛知県在住の譲渡人より、遠方におられるため耕作や管理ができないので、東郷移の譲受人へ売買するための申請となります。譲受人は、米、麦、玉葱、蓮根、肥育牛を中心に約 28ha の規模で営農されており、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。これについては議事参与の制限がございます。〇番の〇〇委員についてはしばらく退席をお願いします。

(〇番〇〇委員、退席)

議長 では、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 192 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 192 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 ○番○○委員の入室を認めます。

(○番○○委員、着席)

＝議案番号第 193 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 193 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

議案番号第 193 号。

申請農地の表示。大字廿治字杉○○番、畑 122 m²、同じく○○番、田○○番、計 365 m²です。

申請者は、白石町大字廿治○○番地、廿治新村南の○○さんです。

転用目的は、農業用倉庫、農業用資材置場(箱苗)、家庭菜園、宅地拡張(植栽)となっております。

転用の事由としまして、昭和 50 年頃に○○番の一部に農業用倉庫を建設し利用していた。今回、農業用資材置場が必要になり、あわせて家庭菜園、宅地の一部(植栽)として利用したいというものです。始末書の提出があつています。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 90.00 m²、農業用資材置場(箱苗) 40.00 m²、家庭菜園 40.00 m²、宅地拡張(植栽) 10.00 m²、通路・その他 251.00 m²、宅地が同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が田、西側が水路・畑・宅地、南側が田・宅地・畑、北側は田・畑・宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しで決定公告が

されています。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては2ページから3ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として11月26日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農業用倉庫、農業用資材置場、家庭菜園、宅地拡張の整備を目的とするものであります。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、一部、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。宅地周りの農地の検討部会の進捗状況はどうなっていますか。

事務局 これにつきましては、11人の部会の委員さん、〇〇委員さんには部会長をしていただいていますけど、先月、おおよその整理ができたということで、この総会の場でご報告いたしました。1ヶ月間期間を置いて、この委員会内で意見をくださいということでお伝えし、2つほど意見をいただいておりますので、今日、この総会后に部会で検討調整いたします。もうほぼ出来上がりに近づいておりますので、来月の総会で議案として提出をするということになっております。総会でご承認いただければ来年4月施行ということで、今、おっしゃるような条件が不利な農地は、少しずつでも整理ができる準備ができたかなと考えております。もちろん、これを空き家バンクに登録するにあたって、それをご利用いただく方の決定についても、農業委員会の総会の場で必ず審議をしていただいでやっていくという仕組みにはなっておりますので、また1月の総会の際に議案として出すときに、もう一度確認のうえで説明をさせていただきます。現時点ではまだ動いておりません。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 193 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 193 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 194 号＝

議長 議案番号第 194 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 194 号。

申請農地の表示。大字馬洗字馬田〇〇番、田 398 m²です。

申請者は、白石町大字馬洗〇〇番地、馬田の〇〇さんです。

転用目的は、造園業用資材及び車両用倉庫、家庭菜園となっております。

転用の事由は、造園業を営んでいるが、従業員が増え駐車場が不足しているため、申請地を造園業用資材及び車両用倉庫として整備し、あわせて家庭菜園としても利用したいというものです。

事業または施設の概要は、造園業用資材及び車両用倉庫 72.00 m²、家庭菜園 77.00 m²、通路・その他 249.00 m²です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が田、南側が田、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 30 年 10 月 11 日に一般で決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 4 ページから 5 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として11月27日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、申請者は造園業を営んでおられ、現在の敷地では来客者が車で来られても中でUターンもできないほど狭いため、申請地を駐車場及び家庭菜園として利用したいと希望されているものです。面積も最小限度の規模であり、周辺農地への影響もないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第194号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第194号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第194号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

=議案番号第195号=

議長 議案番号第195号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第195号。

申請農地の表示。大字馬洗字馬田〇〇番、田707㎡のうち192㎡です。

申請者は、白石町大字馬洗〇〇番地、馬田の〇〇さんです。

転用目的は、資材運搬道です。

転用の事由は、申請地に隣接する農地を造園業用資材及び車両用倉庫、家庭菜園として造成するため申請地の一部を埋め立て資材運搬道として利用したいというものです。

事業または施設の概要は、資材運搬道192.00㎡です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が田、南側が田、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、一時転用です。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては6ページから7ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として11月27日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、議案番号第194号の造成工事を行うため申請地を一時的に埋め立て、資材搬入路として利用したいと希望されているものです。また、工事後、農地に戻す一時転用ですので、周辺農地への影響もないことから、問題ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第195号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第195号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第195号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第196号 =

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第196号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。
議案番号第196号。

権利の種類は賃借権設定です。

申請農地の表示。大字牛屋字三本谷〇〇番、田 1,327 m²、同じく〇〇番、畑 72 m²、合計 1,399 m²です。

貸付人は、白石町大字牛屋〇〇番地、西南の〇〇さん。借受人は佐賀市本庄町大字袋〇〇番地、株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。

転用目的は、太陽光発電設備設置となっております。

転用の事由は、牛屋〇〇番の一部については、平成 26 年頃に太陽光発電設備を設置していた。今後、申請地で貸付人自らが営農する予定はなく土地を有効活用することによって自然エネルギーを用いた電力供給への寄与と、今後の生活の安定のために新たに太陽光発電設備を設置したいというものです。始末書の提出がっております。

事業または施設の概要は、太陽光発電設備 (既存) 184.00 m²、太陽光発電設備 (新設) 663.20 m²、通路・その他 643.80 m²です。宅地が同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が水路・田、西側が宅地、南側が田、北側は宅地・畑です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直して決定公告がされています。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることで、許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、申請地に太陽光発電設備の設置を行うものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者、隣接の宅地所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお一部、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 196 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 196 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 196 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 197 号＝

議長 続きまして、議案番号第 197 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 197 号。

権利の種類は賃借権設定です。

申請農地の表示。白石町大字深浦字一本松〇〇番、田 2,477 m²です。

貸付人は、白石町大字深浦〇〇番地、深浦東分の〇〇さん、借受人は白石町大字深浦〇〇番地、有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。

転用目的は、駐車場となっております。

転用の事由としまして、現在、駐車場が 27 台分しかなく、土日祝日は来店者が近隣の道路に駐車し通行に支障をきたし、周辺住民に迷惑を掛けている。駐車場不足を解消するため申請地に駐車場を整備したいというものです。

事業または施設の概要は、駐車場 (80 台分) 1,440.00 m²、通路 1,037.00 m²です。

位置及び影響等は、東側が雑種地、西側が田、南側が水路、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 30 年 10 月 11 日に一般で決定公告がなされております。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることで、許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 10 ページから 11 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として11月28日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、借受人が営業している店舗の駐車場として利用したいと希望されているものです。申請地は、既存店舗の資材置場に隣接しており周辺農地への影響もないことから、問題ないと判断いたします。ご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第197号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第197号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第197号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第198号＝

議長 続きまして、4.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第198号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。

議案番号第198号。

願出農地は、大字牛屋字三本谷〇〇番、田89㎡です。

願出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、興亜の〇〇さんです。

農地でなくなった時期及び原因は、昭和60年頃から申請地を農業機械の保管場所として利用していた。また、平成13年に農業機械等の倉庫を建設し、現在も使っている。今後も農地に戻して耕作することはなく農機具倉庫、農機具置場として利用したいということです。顛末書の提出があります。

圃場整備の有無は、地区外となっています。

その他参考事項といたしまして、農振除外が平成26年12月4日に見直しの決定公告がされています。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元の農業委員として 11 月 27 日に、〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、申請地は農業機械倉庫及び農機具置場になっており、区长、生産組合長及び近隣の住民の方からも、以前から非農地であったという意見を得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 198 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 198 号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第 199 号＝

議長 続きまして、議案番号第 199 号、5.「平成 30 年白石町農用地利用集積計画（12 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 199 号、平成 30 年白石町農用地利用集積計画（12 号）の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 3 件となっております。整理番号の 1 番、買い手は日登の〇〇さん。売り手は中央の〇〇さん。土地の表示は、

大字牛屋字平五左エ門搦〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 4,632 m²。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成 30 年 12 月 6 日、支払期限は平成 30 年 12 月 14 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 46,205 m²です。

整理番号 2 番、買い手は東区の〇〇さん。売り手は東区の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字八平〇〇番、畑の 1 筆で 3,932 m²です。利用目的は玉葱。所有権の移転時期は平成 30 年 12 月 6 日、支払期限は平成 30 年 12 月 17 日。10a 当たりの対価は、〇〇円。総額で〇〇円です。取得後の経営面積は 122,322 m²です。

整理番号 3 番、買い手は江北町の〇〇さん。売り手は住ノ江区の〇〇さん。土地の表示は、大字福富下分字角兵エ〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 7,139 m²。利用目的は WCS。所有権の移転時期は平成 30 年 12 月 6 日、支払期限は平成 30 年 12 月 14 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 46,967 m²。認定農業者です。

次に所有権移転の取消し関係です。今回は 1 件となっております。

整理番号 1 番、買い手は今泉東の〇〇さん。売り手は今泉東の〇〇さん。土地の表示は、大字今泉字伊ヶ代〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 4,549 m²。

この筆につきましては、売り手（譲渡人）より農地利用集積計画（所有権移転）の取消し申出書が提出され、平成 30 年 8 月 6 日付けで白石町が公告した農地利用集積計画（所有権移転）を取り消すものです。

次に、利用権設定の関係でございます。3 ページから 7 ページにかけて 84 件、8 ページから 12 ページにかけての農地中間管理機構への利用権設定関係が 32 件、合わせて 116 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 115 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。そのうち新規が 69 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 48 件で、再設定は 47 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 56 件です。今回の利用権の総面積は 910,398 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 3 件、個人によるものが 81 件、農地中間管理機構によるものが 32 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 15 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、116 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 199 号の所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 199 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、所有権移転の取消しについて審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 199 号の所有権移転の取消しについて賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 199 号の所有権移転の取消しについては、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権設定関係で、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 199 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 199 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きます。6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 200 号から 206 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 200 号。申し出農地の表示。大字今泉字二本杉〇〇番、田の 3,803 ㎡。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字東郷〇〇番地、西郷の〇〇さんです。申請理由は高齢、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

議案番号第 201 号。申し出農地の表示。大字遠江字二本柳〇〇番、田の 5240 ㎡、同じく〇〇番、田の 263 ㎡、計 5,503 ㎡です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、八の割の〇〇さんです。申請理由は経営規模縮小による農地の処分です。議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第 202 号。申し出農地の表示。大字福富下分字大福〇〇番、田の 4,948 ㎡、大字福富字佐太郎搦〇〇番、田の 1,475 ㎡、計 6,423 ㎡です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さんです。申請理由は遠方で耕作不利地のための農地の処分です。議案の位置図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。

議案番号第 203 号。申し出農地の表示。大字新開〇〇番、畑の 2,877 ㎡です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、中央の〇〇さんです。申請理由は経営規模縮小による農地の処分です。議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

議案番号第 204 号。申し出農地の表示。大字牛屋字平五左エ門搦〇〇番、畑の 153 ㎡、大字牛屋字大黒搦〇〇番、畑 51 ㎡、計 204 ㎡です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、中央の〇〇さんです。申請理由は、先月の申出に関連した農地の処分です。議案の位置図は、18 ページから 19 ページをご覧ください。この議案につきましては、事務局から補足説明をいたします。

事務局から補足説明をいたします。こちらの農地につきましては、先月の 11 月総会において、今、申出されている農地の隣になります〇〇番、〇〇番、この 2 筆が申出されております。また、19 ページの〇〇番、こちらの農地も先月あっせんの申出をされています。こちらのほうとあわせてお願いしたいと申請が出されました。

議案番号第 205 号。申し出農地の表示。大字牛屋字治右エ門搦〇〇番、田の 4,636 ㎡、同じく〇〇番、畑の 74 ㎡、大字牛屋字東谷〇〇番、田 544 ㎡、同じく〇〇番、田の 108 ㎡、大字戸ケ里字二本樟〇〇番、田の 4,101 ㎡、大字新明〇〇番、田の 2,991 ㎡、計

12,454 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、沖清の〇〇さんです。申請理由は後継者なしのための農地の処分です。議案の位置図は、20 ページから 23 ページをご覧ください。

議案番号第 206 号。申し出農地の表示。大字福富下分字大福〇〇番、田の 415 m²、大字八平字新開〇〇番、畑の 2,805 m²、計 3,220 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、福岡県筑後市大字熊野〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は遠方で耕作不利地のための農地の処分です。議案の位置図は、24 ページから 25 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 200 号から議案第 206 号まで 7 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 議案番号第 200 号から 206 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議案番号第 200 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 201 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第 202 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第 203 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 204 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 205 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 全部ですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 206 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

○番 はい。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 200 号は○番○○委員と○番○○委員、201 号は○番○○委員と○番○○委員、202 号は○番○○委員と○番○○委員、203 号は○番○○委員と○番○○委員、204 号は○番○○委員と○番○○委員、205 号は○番○○委員と○番○○委員、206 号は○番○○委員と○番○○委員、それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 200 号は○○、201 号は○○、202 号は○○、203 号は○○、204 号は○○、205 号、206 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによりしくをお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第1回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 宅地周り農地検討部会について
- ③ 平成30年度第2回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
- ④ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第12回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時00分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員